

スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業について

佐世保市教育委員会
学校教育部
青少年教育センター

《事業の趣旨》

「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。」

SSWは福祉の専門職
(社会福祉士 または
精神保健福祉士資格
所有)です。



《SSWの主な業務》

①【ささえる】 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働き掛け

- ◇児童生徒や保護者、教職員への相談活動(面談、家庭訪問等)
※病気や障害、生活困窮等によって保護者自身の支援が必要な場合があり、保護者のニーズを把握し、その保護者の代弁者になることもある。
- ◇相談活動などに関する情報収集
- ◇教職員や保護者に対しての問題解決のために活用できる社会資源の提供
- ◇教職員と保護者の橋渡し
- ◇教職員の支援スキル向上のための指導、助言
- ◇教職員や保護者に対しての研修会活動

②【つなぐ】 学校内におけるチーム体制の構築・支援

- ◇校内ケース会議への参加とケースのアセスメント(見立て)、問題解決へのプランニング(解決に向けた目標設定と具体的な手立て)へのサポート
- ◇具体的支援に向けてのコンサルテーション(助言を含めて検討)
- ◇校内支援チーム体制づくりの助言・サポート

③【つくる】 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整

- ◇関係機関への訪問、電話などによる情報交換、調整ネットワークの構築
- ◇ケース会議の企画、実施による関係機関との連携

＜参考＞「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用の指針」長崎県教育委員会

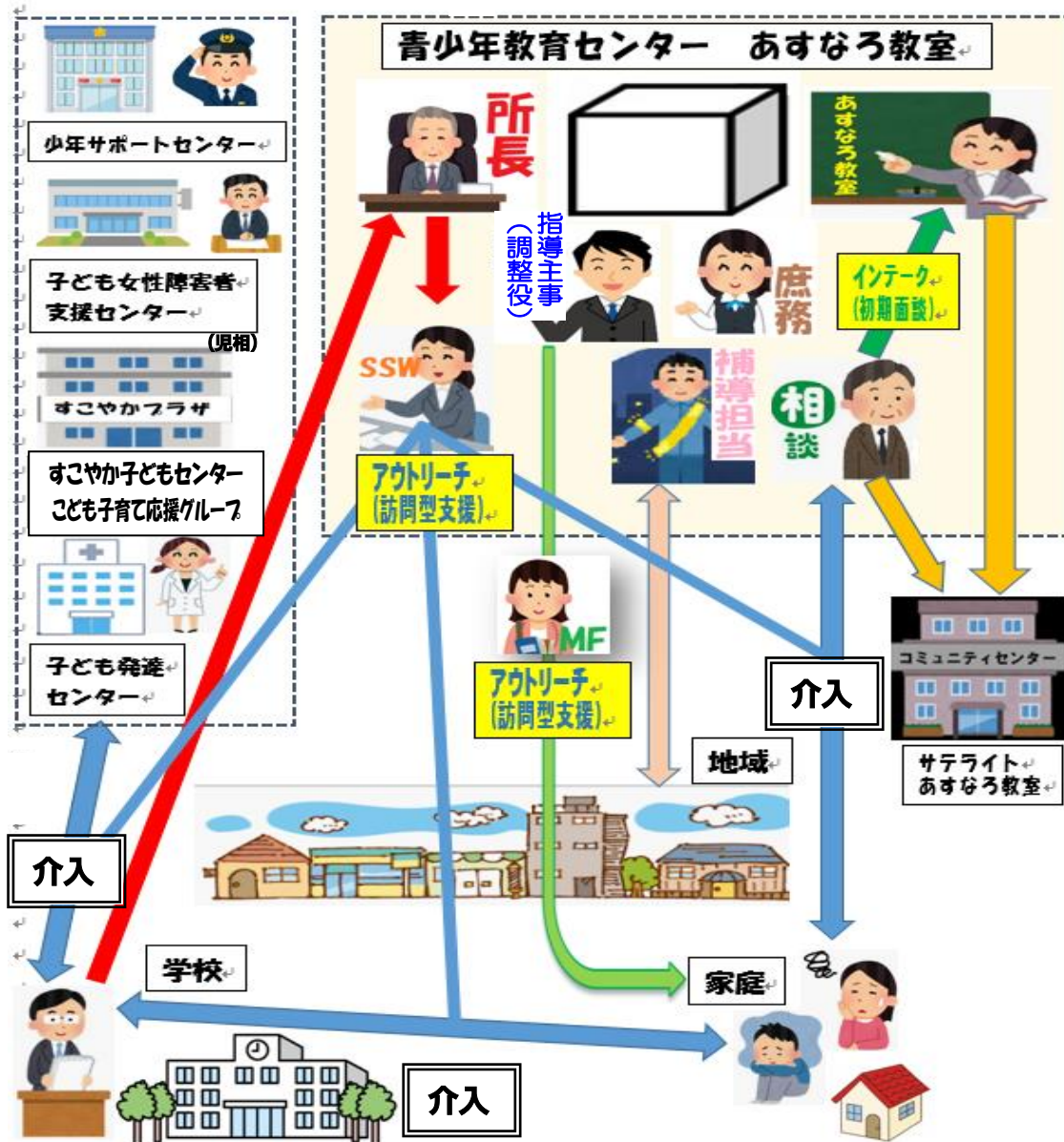
《SSWの活用について》

当センターでは、今年度も各学校への巡回訪問【アウトリーチ】による情報交換を推進することで、学校がSSW介入を依頼したい案件がある場合に、スムーズな正式派遣依頼となるよう支援できればと考えております。そこで、学校が正式に介入を依頼したい案件がある場合の依頼の手続きについてご説明いたします。

(「巡回訪問」は、情報交換が主な対応です。)

※裏へ

① 青少年教育センター事業におけるイメージ図



② SSW に介入を依頼したい時は・・・

※児童生徒・保護者への直接介入や他機関連携を希望される場合に、「学校(校長)」による SSW 正式派遣依頼が必要となります。

③ SSW 正式派遣依頼の手続き

電話にて正式派遣依頼
(学校名、学年組、氏名、性別)

学校
(校長)

青少年教育
センター
所長

SSW

SSWへ家庭環境調査票の提出